

氏名 <small>(法人にあつては名称)</small>	広島信用金庫
住所	広島市中区富士見町3-15
計画期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	平成 24 年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	信用金庫・同連合会 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：6311)
事業の概要	昭和20年5月に設立し、協同組織金融機関として広島市内に本店を置き、地域社会の繁栄と、そこで暮らす皆様の幸せを願い、きめ細かな金融サービスを提供しております。なお、広島市内に55店舗(出張所を含む)を配置し、営業活動を行っております。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制については、総務部担当常務理事をエネルギー管理統括者として取組んでおります。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成 24 年度	平成25~27年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	3,443 t-CO ₂	3,443 t-CO ₂	0.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)	/	3,443 t-CO ₂	0.0 %
目標設定の考え方	温室効果ガスの排出量の99%を占める電力使用量削減を既に行っており、現状維持を目標とする。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a		計画期間の目標 b		削減量の対基準年度比
	平成 24 年度		平成25~27年度 (平均値)		$((a-b)/a) \times 100$
					%
					%
					%
原単位の指標及び 目標設定の考え方					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏季にクールビズ、冬季にウォームビズを実施し、空調負荷軽減を図る。 2. 全店、毎月4回の早帰り実施による消費電力の削減。 3. 営業店において、営業時間外での営業室・ロビーの不要な照明の消灯および、営業室以外の使用時以外の消灯の徹底、不使用時のOA機器のシャットダウン、家電製品等の省力化を実践し、消費電力の削減を図る。 4. 本店ビルにおいて、毎月2回の全館早帰り実施と、職員に対し下り3階、上り2階以内の階段利用を促し消費電力の削減を図る。 5. 設備老朽化等による設備機器の交換時に、省エネに配慮した設備（LED照明、省エネ空調機器）の導入。
--

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし。

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー、省資源、グリーン購入に取組み、温室効果ガスの排出量削減など環境への負荷低減や環境汚染の予防に努めます。 (2) 環境保全に役立つ金融商品およびサービス等の提供により地域への貢献に努めます。 (3) 当金庫で働くもしくは当金庫のために働く全ての人が環境方針を理解し、環境に対する意識の向上を図ると共に環境に配慮した行動に努めます。

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・OA用紙の使用量削減に取り組む。 ・廃棄物の分別を徹底することでリサイクルに努めるとともに、排出量の削減に取り組む。 ・事務用品は粗品のグリーン購入を促進。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、ワットワット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。